

草加市民間建築物吹付けアスベスト含有調査補助金交付要綱

〔令和6年3月29日〕
〔告示第223号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和62年規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による健康被害を予防することにより市民の生活環境の保全を図るため、アスベストの含有調査を行う建築物の所有者等に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 天然の鉱物繊維であるアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいう。
- (2) 含有調査 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建築材料のうち、アスベストが含有されているおそれのある吹付け材に係るアスベストの含有の有無についての定性分析調査及び含有量についての定量分析調査をいう。
- (3) 分析機関 アスベストの定性分析調査及び定量分析調査をする機関で、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第7号に規定する作業環境測定機関のうち日本工業規格A1481の附属書の仕様に適合する装置及び機器を備えるものをいう。
- (4) 民間建築物 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、特殊法人（法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）をいう。）等以外の者が所有する建築物をいう。

(補助対象となる含有調査)

第3条 補助金の交付の対象となる含有調査は、補助対象建築物について行われるアスベスト含有調査で、一般建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する者をいう。以下同じ。）又は特定建築物石綿含有建材調査者（同条第3項に規

定する者をいう。以下同じ。)が日本工業規格A 1 4 8 1を標準とする調査方法又は厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有率を測定できる方法により行うものであること。

(補助対象建築物)

第4条 補助金の交付の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、吹付けアスベストが施工されているおそれのある民間建築物とする。ただし、補助対象建築物が都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)に違反していることが明らかなきは、この限りでない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条に規定する補助対象建築物の所有者又は区分所有者の団体若しくは管理者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する区分所有者の団体又は管理者をいう。)であること。
- (2) 補助対象建築物の所有者が複数ある場合は、第7条の申請者以外の共有者全員の同意を得ていること。(区分所有者の団体若しくは管理者が申請する場合を除く。)
- (3) 市税を滞納していないこと。(区分所有者の団体若しくは管理者が申請する場合を除く。)

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、含有調査に要した費用のうち、1検体当たり80,000円かつ補助対象建築物1棟当たり250,000円を限度とし、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、補助金の交付額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、当該含有調査を実施する前に、草加市民間建築物吹付けアスベスト含有調査補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図及び配置図
- (2) 平面図(含有調査箇所を明示したもの)
- (3) 現況写真(含有調査箇所を写したもの)

- (4) 確認済証の写し又は建築時期が確認できる書類
- (5) 建築物の所有者等であることを証する書類
- (6) 建築物の所有権を有する者が複数ある場合は、当該建築物の所有者全員の同意を得たことを証する書類（申請者が第5条に規定する区分所有者の団体又は管理者である場合を除く。）
- (7) 区分所有者の団体の代表者であることを証する書類（申請者が第5条に規定する区分所有者の団体又は管理者である場合に限る。）
- (8) 区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（申請者が第5条に規定する区分所有者の団体又は管理者である場合に限る。）
- (9) 分析機関であることを証する書類
- (10) 建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者であることを証する書類の写し
- (11) 含有調査に要する費用の見積書の写し
- (12) 委任状（交付申請を委任する場合に限る。）
- (13) その他市長が必要と認める書類
（交付決定通知等）

第8条 規則第8条第1項又は第2項の規定による通知は、草加市民間建築物吹付けアスベスト含有調査補助金交付決定・否決定通知書（第2号様式）によるものとする。

2 前項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに含有調査に着手しなければならない。

（変更等の承認申請）

第9条 規則第7条第1項第1号に規定する承認を受けようとするときは、草加市民間建築物吹付けアスベスト含有調査内容変更承認申請書（第3号様式）に当該変更事項に関する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第2号に規定する承認を受けようとするときは、速やかに草加市民間建築物吹付けアスベスト含有調査中止等承認申請書（第4号様式）により市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、草加市民間建築物吹付けアスベスト含有調査内容変更承認・不承認通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、草加市民間建築物吹付けアスベスト含有調査中止等承認・不承認通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第13条第1項の規定による実績報告をしようとするときは、草加市民間建築物吹付けアスベスト含有調査実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 分析機関が発行した含有調査結果報告書の写し
- (2) 調査箇所の採取前、採取中及び採取後の現場写真
- (3) 含有調査の契約書等の写し
- (4) 含有調査の領収書の写し
- (5) 委任状（実績報告を委任する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月1日までに行わなければならない。ただし、市長が当該期限を変更し、又は延長する必要があると認めるときは、この限りでない。

（交付額確定通知）

第11条 規則第14条の規定による通知は、草加市民間建築物吹付けアスベスト含有調査補助金交付額確定通知書（第8号様式。次条において「交付額確定通知書」という。）によるものとする。

（交付請求）

第12条 補助金の交付を請求しようとするときは、草加市民間建築物吹付けアスベスト含有調査補助金交付請求書（第9号様式）に交付額確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 規則第16条第3項において準用する規則第8条の規定による通知は、草加市民間建築物吹付けアスベスト含有調査補助金交付決定取消通知書（第10号様式）によるものとする。

（補助金の見直し）

第14条 補助金は、令和8年度までに見直しを行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。